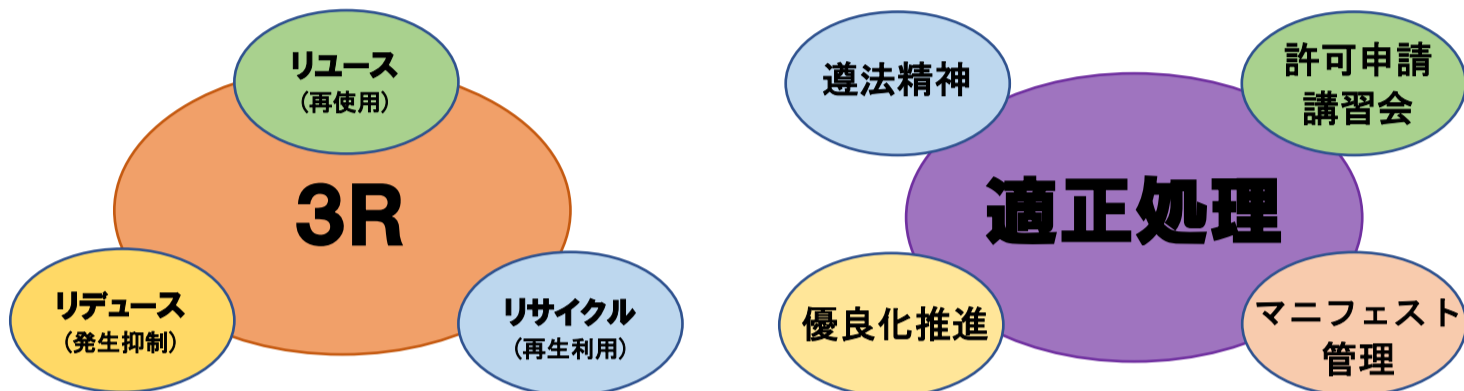


一般社団法人愛知県産業資源循環協会は 3R推進と適正処理の徹底を 目指しています。



2001年に循環型社会形成推進基本法が制定され、廃棄物の発生抑制・再資源化（リデュース・リユース・リサイクル）、そして適正処理が国の基本方針となり、排出事業者、処理業者を含め、官民一体の取り組みが進められています。
当協会は、資源循環の流れを推進する基幹産業団体として、資源循環型社会の熟成に向けて全力で取り組んでいます。



許可申請講習会開催

産業廃棄物処理業は許可制で、許可取得には公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の許可講習会を受講する必要があります。当協会は、実施における協力機関として愛知県での開催計画、会場の設定、受付事務等を行っています。

■公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 主催

新規講習会	産業廃棄物収集運搬 特別管理産業廃棄物収集運搬
	産業廃棄物処分 特別管理産業廃棄物処分
更新講習会	産業廃棄物収集運搬 特別管理産業廃棄物収集運搬
	産業廃棄物処分 特別管理産業廃棄物処分
特別管理産業廃棄物管理責任者	

manifestoの販売

全ての産業廃棄物にはmanifesto（産業廃棄物管理票）の交付が義務付けられています。この制度は、排出事業者が処理業者に委託した産業廃棄物の処理状況を把握し、不法投棄や不適正保管の防止など適正な処理を確保することを目的に作られ、これにより管理義務などのチェック体制が強化され罰則が課せられるなど、排出者責任が厳しく問われるようになりました。
当協会では紙manifestoの販売や電子manifestoの普及促進に努めています。

法令等講習会、施設見学会を開催

法律の改正に伴い適時、法令研修会や21世紀の環境ビジネスセミナー、安全衛生教育、各種リサイクル法の説明会など経営に直結した講習会、勉強会を開催しています。平成18年度からは産業廃棄物に携わる従業員の資質向上の一貫として実務者研修会を定期的で開催するなど人材の育成、業界の発展に取り組んでいます。
また、各地の最新の処理技術やリサイクル施設の視察を行うなど会員の交流も図っています。



産学官の連携

産業廃棄物の適正処理及び再資源化は、産業界（排出事業所）をはじめ、地域行政を含めた地域社会全体で取り組む体制作りが不可欠です。廃棄物処理の広域性を視野に入れ、(公社)全国産業資源循環連合会や各関係団体との懇談会、協議会などを通して国、県、市、大学機関などの情報収集や意見交換を積極的に行い、適正処理の徹底及び3Rの推進に取り組んでいます。



- 一般社団法人 愛知県産業資源循環協会 主催
- 産業廃棄物実務者研修会
 - 産業廃棄物処理業優良化セミナー(県と共催)
 - 新入社員安全衛生教育・研修会
 - 職長安全衛生教育・研修会
 - リスクアセスメント推進研修会
 - 安全大会
 - エコアクション2.1認証取得セミナー



地域社会奉仕活動の展開

地域奉仕活動は支部活動の大きな柱です。行政と連携した不法投棄防止パトロールや地域コミュニティとの協調と連携のもとに、地元住民と一体となって清掃活動や不法投棄物撤去作業など毎年多彩なボランティア活動を行っています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう